

課長	クリーンセンター係長	クリーンセンター係（収集班）	提出者

受付印

共同住宅ごみ収集申込書兼所有者等届出書

令和 年 月 日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

所有者等
住 所

氏 名

電話番号

自治会名 []

ごみ収集場所について、利用者等との協議が整いましたので、下記のとおり届出いたします。
※届出については、クリーンセンター内資源循環推進課まで持参してください。
(FAX、電子メールなどでの受付は行っておりません。)

記

新届出場所			
敷地内収集	有 ・ 無	使用世帯数	戸
共同住宅の名称			
管理者	住 所		
	氏名（会社名）		
	電 話 番 号		
使用開始（廃止）希望日	令和 年 月 日		

※市処理欄	現地調査日	令和 年 月 日	適否	適・否（ ）
	収集開始日	可燃 月 日から （ 月、金・火、土 ） 容プラ（ 水・木 ）	連絡	委託業者 月 日 （ ）
		新聞 月 日から クリーンセンター 月 日から		連絡者
	台帳等処理	箇所数台帳 月 日、地図 月 日（ ページ）		

- 注1. ※欄は市で事務処理しますので、記入しないでください。
注2. 届出場所の地図を添付してください。
注3. 新設の際には本届出書を受付後、現地調査及び収集手配をいたしますので、使用開始予定日の2週間前までに提出してください。
注4. 敷地内収集を行なう場合には敷地内収集申請書（様式〇）を添付して下さい。
注5. 「管理者」には、ごみ収集場所の状況等について、連絡をすることがあります。
注6. ごみ箱等が収集時に破損・汚損等した場合、市（委託業者を含む。）では責任を負いかねますのでご了承願います。

ごみ収集場所の新設・廃止の手続き方法

ごみ収集場所は、所有者等の責任で管理をしていただいております。

ごみ収集場所の新設・廃止についても、所有者等で協議し決定していただくことになります。

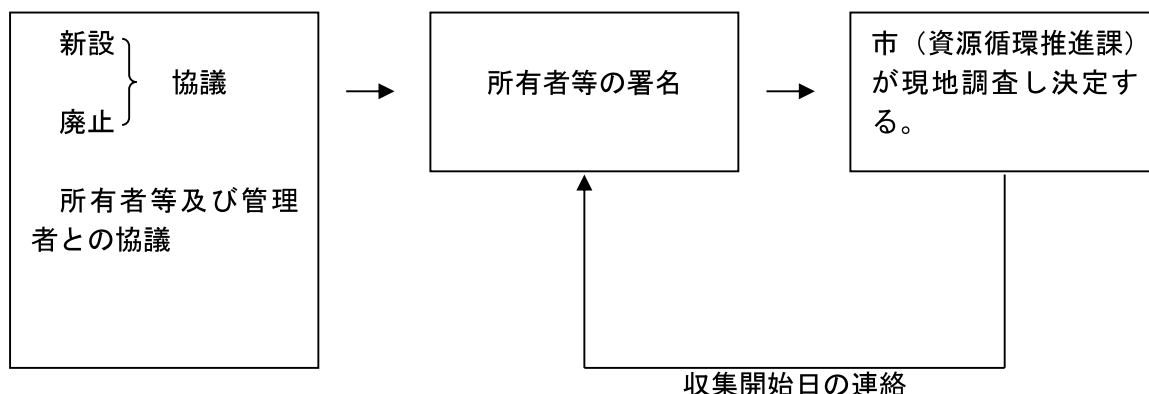
新設の際には候補地を決定したら、必ずクリーンセンターに事前協議をしてください。事前協議がなく、下記【新設・移動の基準】を欠く場合には、届出の受理はいたしません。

所有者等及び管理者と相談のうえ、「共同住宅ごみ収集申込書兼所有者等届出書」をクリーンセンター内資源循環推進課へ提出してください。

「共同住宅ごみ収集申込書兼所有者等届出書」に基づき、資源循環推進課で現地確認を行い、収集効率や安全性などから適否を判断し、適当であれば収集開始日を「管理者」へ連絡します。

○ごみ収集場所届出書の事務処理

※届出は使用開始希望日の2週間前までに提出してください。



【新設・移動の基準】

- ① ごみ収集車が敷地内に進入せずに収集することができる、幅員4m以上の道路に接する場所であり、かつ道路から5m以内に設置すること。
- ② 交差点、横断歩道付近等道路交通法に抵触する場所でなく、ごみ収集車が停車して安全に収集作業を行なえる場所であること。
- ③ 道路に接する敷地のうち次のアからエに接する場所があるときは、これを除く場所であること。
 - ア 見通しの悪いカーブした道路
 - イ 急勾配の道路
 - ウ ごみ収集車が回転又は方向転換する場所がない袋路状道路
 - エ 幅員が4m以下の道路
- ④ 円滑に収集作業を行なうため、ごみステーションとごみ収集車停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- ⑤ ごみ収集車が敷地内に進入して収集するときは、現地調査の結果、特にごみ収集車の入退出の際に支障がないと判断できる次のアからキの要件を満たす場所であること。
 - ア ごみ収集車が前進で敷地内に進入できること。
 - イ 出入口は道路に4m以上接していること。
 - ウ 出入り口からごみステーションまでの敷地内の道路又は通路は幅員4m以上であること。
 - エ ごみステーションは敷地の道路又は通路以外の場所に設置すること。
 - オ 敷地内の道路又は通路はごみ収集車の重量に耐えうる構造であること。
 - カ 敷地内の道路又は通路には歩行者等の危険防止のための安全柵等の適当な設備を設置すること。
 - キ その他市長が必要と認める事項。